

平成26年度関東女子倶楽部対抗千葉第2会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 17倶楽部・102名)

期日：6月13日(金)

場所：紫カントリークラブ すみれコース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	7:30	篠塚 英子	キャスコ花葉	小坂 順子	千葉	林 恵子	総武		
2	7:39	小島 房江	鶴舞	三橋 真弓	中山	霜 祐子	袖ヶ浦	中村 ひろ子	紫
3	7:48	岡田 英子	加茂	田中 真弓	成田東	樺山 智子	新千葉	高橋 美絵	キャスコ花葉
4	7:57	鏑木 友子	成田東	小岩 由加里	クリアビュー	上田 啓子	加茂	門田 和枝	新千葉
5	8:06	内藤 旬子	紫	上原 由	真名	松山 菜穂子	習志野	笹生 重子	浜野
6	8:15	井沢 美幸	クリアビュー	三木 美奈子	成田東	青木 英子	千葉	務台 友子	木更津
7	8:24	会澤 美保子	総武	伊藤 千恵子	千葉夷隅	迫本 宣子	袖ヶ浦	本多 美峰	真名
8	8:33	遠藤 玉恵	千葉	佐藤 恵子	新千葉	小野内 幸子	キャスコ花葉	岩本 朋美	千葉夷隅
9	8:42	高橋 美代子	浜野	竹内 美代子	加茂	富田 ヨネ子	千葉新日本	藤永 真里子	中山
10	8:51	小田原 明美	袖ヶ浦	新井 麻衣子	成田東	檜物 宮子	千葉	水上 由美子	鶴舞
11	9:00	吉澤 寿美子	真名	国崎 由美	千葉新日本	東福 信子	浜野	原田 町子	習志野
12	9:09	渡辺 かおり	鶴舞	大日方 和子	クリアビュー	坂本 なおみ	総武	塩坂 暁子	中山
13	9:18	関口 真知子	千葉新日本	古谷 洋子	紫	末石 泰子	千葉夷隅	有泉 寿美江	木更津

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
14	7:30	小磯 玉江	千葉新日本	松田 百合	木更津	平川 朱美	千葉夷隅		
15	7:39	笹部 行子	浜野	飯田 貞子	真名	岡田 和江	クリアビュー	湯浅 千晶	習志野
16	7:48	河嶋 静子	総武	南 相禮	木更津	吉田 薫	鶴舞	深山 文美代	袖ヶ浦
17	7:57	豊島 裕美子	千葉	岡崎 智子	千葉新日本	畔田 浩子	千葉夷隅	陳 公美	中山
18	8:06	田島 薫	キャスコ花葉	中村 月子	千葉新日本	長崎 恵子	鶴舞	河合 博子	紫
19	8:15	谷口 雅子	中山	稲垣 暁子	浜野	菊地 純子	習志野	横山 淳子	新千葉
20	8:24	外山 幸江	加茂	石田 幸子	クリアビュー	脇田 千佳子	木更津	里見 早苗	袖ヶ浦
21	8:33	小林 慈子	紫	馬場 由美	習志野	由元 葉子	総武	小川 千恵乃	鶴舞
22	8:42	秋葉 恵美子	真名	小川 美恵子	成田東	小久保 あつ子	キャスコ花葉	菅谷 直子	千葉夷隅
23	8:51	伊藤 小織	クリアビュー	佐瀬 智恵子	新千葉	小林 清美	総武	福島 弘子	中山
24	9:00	古谷 直子	木更津	江 英美	紫	大本 千尋	加茂	木村 秋子	キャスコ花葉
25	9:09	小溝 久美子	習志野	古川 康子	千葉	木村 有理	袖ヶ浦	鈴木 暢枝	加茂
26	9:18	新保 美樹	新千葉	日比野 真理子	浜野	中山 康子	成田東	白井 美佐枝	真名

競技委員長 橋本 泰子

平成 26 年度 関東女子倶楽部対抗千葉第 2 会場予選競技

開催日 : 6 月 13 日(金)

開催コース : 紫カントリークラブ すみれコース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I(c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I(c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
と同時に本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

8. 移動

『規則付 I(c)8 移動』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
 - b. 小砂利やウッドチップを使用して舗装した区域
 - c. ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)
6. 予備グリーン
クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、プレーヤーは、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
7. ホールとホール間の白杭
3番と7番ホール、6番と15番ホールおよび12番と13番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。

注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱(24球)を限度とする。

競技委員長 橋本 泰子

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	341	284	347	461	371	120	456	141	291	2812
Par	4	4	4	5	4	3	5	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
361	136	426	347	349	164	315	384	426	2908	5720
4	3	5	4	4	3	4	4	5	36	72